

第72回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び方法

令和4年8月18日（木） 午後2時から午後3時30分まで
WEB会議

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

(1) 埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（農業地域及び森林地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

(2) 第5次埼玉県国土利用計画の策定について（報告）

第5次埼玉県国土利用計画の概要について報告を受け、質疑を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 7 2 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
2	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	欠席
3	日下部伸三	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	窪田 亜矢	東京大学生産技術研究所 特任研究員	都市計画	欠席
5	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
6	◎白石 則彦	元東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	森 林	出席
7	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	出席
8	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	出席
9	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	出席
10	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	出席
11	松澤 正	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
12	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	出席
13	宮崎栄治郎	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	村岡 正嗣	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	諸井 真英	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	山根 史子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第72回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	石 川 護
環境部 みどり自然課	課 長	星 友 治
農林部 農業政策課	課 長	西 村 恵 太
農林部 森づくり課	課 長	永 留 伸 晃
都市整備部 都市計画課	課 長	小 島 茂

○司会（齋藤土地水政策課主幹） それでは、ただいまから第72回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます土地水政策課主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

ここで、開会の挨拶を埼玉県企画財政部地域経営局長の仲山から御挨拶申し上げる予定でしたが、体調不良により出席ができなくなりましたので、御了承いただければと存じます。

次に、審議会の進行について御連絡させていただきます。進行につきましては、審議会規則に則って進めさせていただきます。

ここで、ウェブでの会議開催に当たりまして何点かお願いしたい事項を申し上げます。映像についてはビデオ開始状態としてください。マイクは原則としてミュートにし、発言するときにミュートを解除していただければと存じます。また、発言するときには画面上で手を挙げていただければと思います。画面の切り替えについては、皆様が同じ大きさで表示されるギャラリーを選択していただければと思います。

なお、質疑については議題の審議事項に関して簡潔にお願いいたします。本日の審議会の終了時刻は午後4時を予定しています。スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。

次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。委員総数16名中、現在13名なのですが、1名の方は10分遅れで参加されるということなので、14名参加の予定でございまして、過半数の委員が出席しております。したがって、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、右上に資料と書かれたもの、参考資料1、参考資料2でございます。

ここで、資料の修正をお願いできればと存じます。資料の5ページを御覧いただければと思います。中段、整理番号10番、11番の事業者名が、現在お配りしているものは「県西関東連絡道路建設事務所長」とございます。この事務所は埼玉県庁の機関の1つでございます。間違いではないのですが、他の案件と同様に、この2か所は「埼玉県」という表記に修正をさせていただければと存じます。

次に、同じ資料の7ページですが、整理番号43番の事業者名は、現在、「埼玉西武環境保全組合」と書かれております。こちらの「武」は誤字がございまして、「部」、赤い表記

のほうに修正をさせていただければと思います。おわびして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、次第3の委員紹介でございます。大変申し訳ございませんが、今回は画面のみの御紹介とさせていただきますので、マイクはミュートのままでお願いいたします。

委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介させていただきます。石川猛委員でございます。小口千明委員です。本日は所要のため欠席でございます。日下部伸三委員でございます。窪田亜矢委員です。本日は所要のため欠席でございます。黒川文字子委員でございます。白石則彦委員でございます。田中規夫委員でございます。田中美奈子委員でございます。谷口綾子委員でございます。野口祐子委員でございますが、10分遅れで接続の予定になっております。松澤正委員でございます。宮崎あかね委員でございます。宮崎栄治郎委員でございます。村岡正嗣委員でございます。諸井真英委員でございます。山根史子委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の石川でございます。都市計画課長の小島でございます。農業政策課長の西村でございます。森づくり課長の永留でございます。みどり自然課長の星でございます。

以上でございます。

続きまして、次第4の会長の選出及び会長代理の指名についてでございます。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので、今任期の会長の選出及び会長代理の指名をする必要がございます。まず、会長の選出でございますが、埼玉県国土利用計画審議会規則第4条第1項の規定により、会長の選出は委員の互選によるとなっております。委員の皆様から、会長としてどなたか御推薦いただきますようお願いいたします。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎（あ）委員 前期の会長をお務めになられて、埼玉県の森林審議会の会長を歴任するなど、埼玉県の行政に貢献されている白石委員を会長として御推薦申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○司会 宮崎委員、ありがとうございます。ただいま白石委員との御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

皆様に御同意いただきましたので、白石委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、白石会長から会長就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

○白石会長　白石でございます。前職は東京大学農学生命科学研究科の森林科学専攻で教授をしておりました。専門は森林計画でございます。埼玉県国土利用計画審議は2期目となります。今回、会長に指名されまして、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　ありがとうございます。

それでは、審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、これからの議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（白石会長）　それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に会長代理の指名がございます。審議会規則第4条第3項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。

恐縮でございますが、前期から引き続き田中規夫委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○田中（規）委員　務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長　ありがとうございます。田中規夫委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は石川猛委員、宮崎あかね委員をお願いしたいと存じます。お引き受けいただけるでしょうか。よろしいでしょうか。――それでは、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができると規定されておりますが、本日の議題は次第のとおり審議事項2件、報告事項1件が予定されております。原則どおり公開としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議がございませんようですので、会議を公開といたします。

なお、傍聴は事務局がおります企画財政部の会議室内でモニターを視聴する形で実施いたします。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会　傍聴希望者はありません。

○議長　了解しました。

それでは、議題(1)埼玉県土地利用基本計画の変更について、ア、農業地域の縮小を審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○石川土地水政策課長 土地水政策課長の石川と申します。私から、今回、議題が3件ありますので、なるべくポイントを絞って簡潔に説明させていただきます。

まず、議題(1)埼玉県土地利用基本計画の変更、ア、農業地域の縮小についてになります。

まずはじめに、簡単に今回の議題に共通します国土利用計画法等の体系について簡単に説明をさせていただきます。資料は共有させていただいております。

国土利用計画法上は、法体系の中で計画が大きなものとして2つありまして、左側にあります国土利用計画が上位計画になります。右側が土地利用基本計画ということで、こちらが下位計画という扱いになります。

国土利用計画法上で左側の国土利用計画については、全国計画、県計画、市町村計画という3つの段階で計画が成り立っております。

一番最後に説明します内容については、真ん中の県計画に関する策定の内容についてとなっております。

それから、今申し上げたとおり右側の下位計画として、土地利用基本計画がございます。この土地利用基本計画につきましては、基本計画図と言われる図面の部分と基本計画書というテキストで構成された2段階で計画が成り立っております。

右側の基本計画書につきましては、土地利用の調整の方針などを定めております。

左側の基本計画図については、下にありますとおり都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という5つの地域を図面の中で範囲を図示しているものです。

地域の範囲の設定につきましては、例えば都市地域であれば都市計画法に基づく都市計画区域に相当するエリア、農業地域であれば農業振興地域の整備に関する法律の中の農業振興地域といったものになっております。この5地域がそれぞれ完全に区分されているわけではなくて、重複している場合が数多くあります。

今回の案件もそういったものなのですけれども、例えば市街化調整区域は都市計画区域における都市地域という扱いなのですけれども、市街化調整区域の中に農業振興地域における農業地域というのも数多くございます。そういった場合は、都市地域と農業地域が重複しているという扱いになります。

それでは、次に議題の説明に入らせていただきたいと思います。資料の1ページ目、画

面も共有しておりますけれども、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）についてになります。

まず、議題の第1につきましては、赤で図示しておりますけれども、春日部市内の農業地域を39ヘクタール縮小するものでございます。

2ページに移らせていただきます。左上の位置図になります。この農業地域を縮小するエリアにつきましては、図の一番下のほうにあります春日部駅から北へ一駅行った北春日部駅の西側に位置した赤枠で囲ったエリアになります。駅まで200メートル程度という非常に近いエリアとなっております。

続いて、変更地域の概要について説明させていただきます。

変更の内容は、農業地域を約39.4ヘクタール縮小するものです。

変更の理由につきましては、土地区画整理組合による計画的な市街地整備が確実となったことから、農業振興を図る地域から計画的に市街化を図る区域に土地利用を転換するものでございます。

土地の所在は、春日部市梅田、内牧地内です。

地区の名称につきましては、北春日部駅周辺地区でございます。

事業の手法ですけれども、地権者などが組合を設立して土地区画整理事業を行うものでございます。事業の面積は約41ヘクタール、事業期間は令和4年度から令和13年度を予定しております。

地区の概要につきましては、位置的なものになりますけれども、記載のとおりでございます。

市町村長の意見につきましては、春日部市長に意見を照会いたしまして、意見はなしという回答をいただいております。

現況ですけれども、資料中央下の少し拡大したものになりますが、現況写真についてはこのような農地となっております。地区の周辺全体としては、北西側を除きまして、住宅が連坦して市街地にぐるっと囲まれたような地域となっております。

続いて、左下の計画図の変更の概要についてになります。左側の変更前、現在になりますけれども、赤枠で囲んだ地区が農業地域となっております。農業地域と都市計画上の市街化調整区域ということで、農業地域と都市地域が重複した地域となっております。今回の変更で農業地域を縮小、除外するものでありまして、最終的には右側にありますとおり、市街化調整区域から市街化区域に編入しようとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から御説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更、農業地域の縮小について、これより質疑を行います。質疑は、今回の審議事項である農業地域の縮小に関することについて簡潔にお願いします。限られた時間ですので、スムーズな進行に御協力いただきますようお願いいたします。発言のある方、挙手をお願いします。田中規夫委員、どうぞ。

○田中（規）委員　最近、水害が増えていることもあって、流域治水という話がありますよね。その中で、流域の中の貯留機能を高めましょうなどという話もあるのですよね。なので、やはり防災面で少し確認しておきたいという気がします。

それで、この地域は大落古利根川があって、国道16号が走っていますから、例の有名な首都圏外郭放水路がまさに大落古利根川から江戸川のほうに走っていて、北側に降る雨の一部を江戸川に抜いています。中川、綾瀬川は、すり鉢状の土地で、土地が非常に低くて内水浸水が起きやすいような場所なのです。そういう場所でまだ残っている農地になります。

それで、埼玉県の浸水想定とかを見ると、ちょうど今の土地はどれくらい浸水するかというと、やはり50センチくらい浸水するような場所なのです。なので、ある意味では貯留機能が失われると言え失われる。ただし、もちろん埼玉県は条例を持っていますから、都市部にすればそれに必要な調節池、あるいは盛土をすれば盛土条例に従って調整池を造ると思うのですけれども、一方で、ああいう条例で決めているのはある程度、計画上の雨であって、最近降っているような激しい雨ではないですよね。だから、ある意味では計画上は、あるいは条例上は問題ないのですけれども、最近増えているような雨に対しては貯留機能が低減することにつながるのかなという気がするのです。なので、特に条例上問題があるわけではないのですけれども、流域治水上の位置づけとか、春日部市が将来どのようにコンパクトシティをつくらうとしているとか、そういう都市計画とセットにして、本来こういうところで議論したほうがいいのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長　事務局から答弁をお願いいたします。

○小島都市計画課長　都市計画課・小島でございます。御質問ありがとうございます。

まず、今、田中委員からお話がありましたとおり、条例ということで、ここに調整池を後々整備させていただきますが、埼玉県の雨水流出抑制施設の設置等に関する条例で定め

られた算定式に基づきまして、必要な対策の池は造らせていただきます。

既に御案内のとおりでございますが、開発の増分に見合う、ここでいいますと1ヘクタールあたり950立方メートル、また、湛水区域でございますので、先ほど50センチ浸水するという田中委員のお話にもございましたが、その湛水区域に見合った分の貯水容量を確保するというものでございます。

また、過去の水害、大分古くなりますが、例えば、昭和33年の狩野川台風であったり、昭和57年の台風18号もかなり大きかったと思うのですが、あと令和元年の台風19号は目新しいところでございますが、実は水害の被害は出ていないエリアではございます。

先ほど計画上の雨に対する貯留施設になるのではないかという御発言もあったと思うのですが、今お話しさせてもらったとおり、過去の降雨のシミュレーションに際しましての必要な容量は十分確保させていただきます。

また、これまでの治水の施設というものも、この間、いろいろ能力アップ、整備等、進められておりますので、その辺を考えますと、今回の必要な池で十分耐え得るのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

以上でございます。

○田中（規）委員　過去の浸水実績なども踏まえて、ある程度、危機管理対応分も踏まえたような貯留をしながら開発していくということですね。分かりました。

○議長　ほかに御意見、御質問。村岡委員、発言をお願いします。

○村岡委員　村岡です。

私は、この北春日部の現地を見てまいりました。北春日部駅のロータリーには、新しいまちができますと大きな看板が立っておりまして、土地区画整理事業として開発されるわけですがけれども、地元説明会では、地元の地権者で構成された区画整理準備会、それから事業協力者が大手ゼネコンと、事務協力者は民間コンサルだと。それに春日部市が協働しての事業ということになるのですが、2点質問させていただきます。

1つは、地権者は全体で何人で、全員の事業承認は得られているのかという点を確認させていただきたい。

もう一点は、先ほども委員さんからありましたけれども、この約40ヘクタールは南北に非常に細長いとも言えると思うのです。北側に隼人堀川が流れていて、区画整理事業計画ではその北側に大きな調整池を造る予定になってはいますが、これ、全て自然流下で調整池へ持っていく計画なのかどうなのか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

○小島都市計画課長　　都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。

2点いただきまして、まず1点目でございますが、地権者の数でございます。地権者は119名いらっしゃいまして、そのうち約92%に当たりますが、109人の方から今現在で同意をいただいているところでございます。残りの方も反対というわけではなくて、相続の手續中で、宅地の所有者が確定できないということから、まだ同意書の提出ができないということを春日部市から伺っているところでございます。

あと2点目でございますが、この北側にできる池に対しての排水は自然流下なのかというような御質問であったと思います。一部、ポンプでくみ上げさせていただきまして池に貯留した後に川に排水するというような計画で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　村岡委員。

○村岡委員　　ありがとうございました。そうしますと、不同意の方がいることはいることなののですが、そういう状況でありながら、今回の土地利用計画の変更というのは、法的にそれを変更しても問題ないのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、先ほど自然流下だと。やはり先ほどの委員さんからありましたように、想定外の大変な雨量が降ることが頻発しておりますので、ポンプで送るということは、今後のそういう見通しは、どの程度想定した送水装置として考えているのか。これはこの審議会で協議することではないのですけれども、1つのまちができますので、防災とか減災は非常に重要なテーマなので、参考にお聞かせいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○小島都市計画課長　　都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。

まず、先ほど私の御説明が分かりづらくて申し訳ございませんでした。池の排水の関係でございますが、池には自然で流下いたしまして、池からはポンプで川のほうに排水すると言わなければいけないところ、わかりづらい説明になってしましまして大変申し訳ございません。まず、池には自然流下で入ります。その後、池でたまった水はポンプアップで隼人堀川に流すというところでございますので、申し訳ございません。ここは訂正させていただければと思います。

あと1点目、地権者の同意でございますが、今現在、反対というわけではなくて、先ほど御説明させてもらいましたとおり、相続の手續中なので同意書が出せないと聞いておりますので、そこは我々としては、同意は後々得られるという考えは持っているところでござ

ございます。万が一、このまま同意が得られないで進められるかというような御質問であったと思うのですが、その場合も支障なく進めることができるというものでございます。

以上でございます。

○議長 村岡委員。

○村岡委員 ありがとうございます。そうしますと、調整池のほうまでは自然流下で持っていくということですが、既存の線路脇の住宅地にも調整池があるのですけれども、相当深いのです。ですから、想定の高低差だと思っておりますが、本当に大変な雨量が降った場合に、そこまで排水が機能するかどうか、非常に心配なところなのですが、そこは念のためいかがでしょうか。

○小島都市計画課長 御指摘ありがとうございます。十分な調整池の容量を確保するように努めてまいります。また、このようなお話をいただいたことも春日部市にはしっかり伝えてまいります。ありがとうございます。

○村岡委員 了解しました。

○議長 ほかの委員の方々から御意見、御質問ございましたら挙手をお願いいたします。黒川委員、御発言をお願いいたします。

○黒川委員 この地域が市街化ということで、宅地になると思うのですけれども、宅地になるような感じになりますと、今までの農業をやっていた方が払っていた税金が結構上がると思うのです。宅地として売れて、まちができていくならいいのですけれども、土地の関係が悪い方というのは、市街地域になりながら宅地にならないというような方もいらっしゃるかと思うのですが、この土地の利用は大手ゼネコンですとか、もう計画というのでしょうか、そういうものができていて、全ての地域が宅地になるような関係なのでしょうか。将来的な活用の仕方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○小島都市計画課長 御質問ありがとうございます。

土地利用の関係でございますが、お話しいただいたとおり、ここにつきましては住居系と商業系を中心とした土地利用を誘導していく予定になっております。また、今現在でそういう大手ゼネコン等が決まっているかというような質問であったと思いますが、事業協力者として積水化学と清水建設が決まっていると市から聞いているところでございます。

以上でございます。

○黒川委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに御意見、御質問ございましたら挙手をお願いいたします。――ございま

せんか。

(「なし」の声あり)

ほかに御意見、御質問ないようでございますので、質疑は終了いたします。それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

議題(1)のア、農業地域の縮小につきまして御異議がございますでしょうか。異議あり、反対の方がおられましたら挙手をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたしたいと存じます。

この答申に付すべき御意見がございましたら御発言をお願いいたします。特にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、答申の文案につきましては、私、会長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、次に議題(1)埼玉県土地利用基本計画の変更についてのイ、森林地域の縮小について審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○石川土地水政策課長　それでは、次第にあります議題(1)のイ、森林地域の縮小につきまして説明させていただきます。資料は共有させていただいておりますけれども、1ページになります。

(2)森林地域の縮小ということで、さいたま市ほか17の市町村で239ヘクタールの森林地域の面積を縮小するものでございます。

続いて、3ページになります。左側の1、森林地域の定義は国有林の区域と地域森林計画対象の民有林の区域になります。今回は下のほうの地域森林計画対象民有林の区域の変更が主になります。

続いて、2、地域森林計画の改定の考え方になります。地域森林計画そのものは森林法に基づいて5年に1度、県が改定を行っているものです。

次期計画は、令和4年12月に改定する予定でございます。

計画期間につきましては、令和5年4月から令和15年の10年計画となっております。

計画事項を幾つか挙げておりますけれども、主な計画事項として、対象とする森林の区域を定めるものがあります。

右側の3になりますけれども、土地利用基本計画の変更、今回お諮りするものにつきましては、この地域森林計画の対象とする森林区域の見直しに伴いまして、森林地域を見直すものでございまして、対象は51件の林地開発になっております。

件数がちょっと多いものですから、代表例として1件説明をさせていただきます。

4ページになります。整理番号1になりますけれども、土地の所在は、さいたま市西区西大宮外の地区になります。

面積につきましては、14.6ヘクタールの森林地域を縮小するものでございます。

変更の理由につきましては、現況が森林でなくなりまして、森林としての利用、保全を図る必要がなくなったため面積を縮小するものです。

その事業の概要ですけれども、開発の目的としては、住宅用地の造成でありまして、土地区画整理事業を行ったものになります。

事業者は、独立行政法人都市再生機構でございます。

森林法の手続そのものの状況ですけれども、平成10年に森林法の手続を行いまして、土地区画整理事業等に着手いたしまして、令和元年に完了の確認が行われたものでございます。

場所ですけれども、位置図、ちょっと細かくて分かりにくくて恐縮ですけれども、さいたま市のJR川越線西大宮駅の北側の地域になります。

森林地域の縮小の範囲ですけれども、赤枠の範囲が区画整理事業の事業地域となっておりまして、その中の緑色のエリアが森林地域でございます。これが6か所あります。

この森林が土地区画整理事業で宅地や道路などになったことに伴いまして、森林地域の縮小を行うものでございます。

この代表事例以外の残り50件についても、同様に林地開発が完了し、森林でなくなった範囲を今回森林地域から除外するものでございます。

代表例として説明させていただきましたものも含めまして、51件につきましては資料の5ページ以降に一覧表として、また8ページ以降に具体的な4ページと同様の図面を示しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 　ただいま事務局から御説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更、森林

地域の縮小について、これより質疑を行います。質疑は、今回の審議事項である森林地域の縮小に関することについて簡潔にお願いいたします。限られた時間ですので、スムーズな進行に御協力いただきますようお願いいたします。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。村岡委員、発言をどうぞ。

○村岡委員　村岡です。

早速、質問なのですが、今回51件、239ヘクタールの森林地域の減少ということで、変更理由を見ますと全て現況が森林でなくなったからと。それから、森林法の手続は全て完了している、市町村の意見はなしとなっていて、現状、後追的に認知するものになりますので、この審議会として問題なしとならざるを得ないかと思いますが、その上で参考に聞きます。

土地利用の変更は開発行為によるもので、開発目的を資料から見ますと、51件中22件が太陽光発電施設で、残土処分場の設置が2件となっています。森林がなくなった地域の約半分、言い換えれば太陽光発電や残土処分場で森林が半分なくなったということになるわけで、本県においても昨今、森林を伐採しての太陽光発電施設開発で土砂崩れとか自然環境破壊など様々な問題が発生しております。

小川町のメガソーラー開発では、地元はもちろん県も環境省も経産省もこの開発に疑義を訴えているわけですが、個別法の森林法をクリアすれば、今後も森林はますます減少してしまうのではなかろうかと危惧するのですが、森林地域の減少を防ぐことについて、県としてはどう考えているのか、参考に伺いたいと思います。

○永留森づくり課長　森づくり課長・永留でございます。お答え申し上げます。

当課としましては、森林の保全を業務としておりますので、できれば森林をなくしたくないという思いはあります。現在の県の森林面積は約12万ヘクタールでございます。これをできれば維持していきたいとは考えていますが、憲法で保障された財産権の問題もありますので、県の裁量で森林所有者の権利を排除してまで森林以外の用途の転用開発行為は止めることができないと考えています。

ただ、森林以外の転用を目的とした今問題になっている林地開発を行う場合は、森林法で規定する林地開発許可制度によって県の許可が必要です。県としましては、乱開発とならないように森林の機能を代替させる機能、施設、ここでいう森林の機能というのは、先ほど村岡委員がおっしゃられていた土砂崩れを防ぐだとか、水源を涵養するとか、そういったものを代替する施設を盛り込んだ開発計画かどうかというのを厳格にかつ適正に審査

して、許可、不許可の判断を行っているところでありますし、今後もそれを厳正にやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○村岡委員　これは国、県、自治体の今後の大きな課題だと思っています。ありがとうございました。終わります。

○議長　ほかに委員の方から御意見、御質問ございませんでしょうか。ございませんか。田中委員、どうぞ。

○田中（規）委員　基本的には、今の質疑応答がみんな同じように疑問というか、言いたいことではあったのだと思うのです。やはりある程度、まちの中に点在して残る森林の地域の価値も当然あるわけだし、生態系にとっても重要なネットワークですよ。それから、グリーンインフラなどという言葉も出ていますし、残念な気持ちなのです。ただ、先ほどのお答えであったように、なかなか難しい問題があって、それが後づけ的に出てくるというのが、どういうものなのだろうと、この審議会ではどうしようもないものをどうしても感じてしまうのです。ですから、これは行政のほうで、せっきく森林地域という指定をしているのであれば、全体として保全していくための考え方を何か示すべきなのかもしれないし、その辺りは県の方にも少し何か構想を練っていただきたいなという気がいたします。

○議長　貴重な御意見ありがとうございます。私、実は森林が専門なものですから、この埼玉県の国土利用計画審議会の前は森林審議会でまさしく林地の開発行為の許可をやる審議会のメンバーでもありました。そういったことで、実は森林の立場から審議会で審議が終わっている案件でございます。

私も森林の専門家ですから、いろいろ思うところはあるのですが、例えばメガソーラーとか、最近によく風力発電が山頂にできたりしまして、風力発電は非常に高い塔を建てるものですから、高規格の工事用の道路が山腹を通ります。そのことで、本来、森林は保全すべき、なるべく道幅は狭くして土壌の改変を小さくというような趣旨とは逆な工事が開発行為で許可されてしまうと、実際に起こってしまうということで、ただ、森林サイドでひとたび許可が通ると手を離れるということを感じたことがございます。

ただ、山地の開発は森林の専門家、特に土壌保全とかそういう分野の方が、もし森林から外されても何らかの形で監視できるような仕組みが必要だということを個人的には問題意識として持っております。

それから、都市内、あるいは都市近郊の森林については、森林としての価値も癒やしであるとか局所環境の改善ということで価値が非常に高いのですが、一方で経済的な価値も非常に高いということで、先ほど森づくり課長から申し上げたように、個人の財産権というものも考えなくてはいけなくて、そういういろいろなことを諮った上での開発許可を受けた案件であるということで御理解いただければと思います。

黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 今のことに関連しているのですけれども、森林、木というのはCO₂を吸って酸素を出すということで、国のカーボンニュートラルにすごく寄与するものだと思います。質問ではなくてコメントなのです。

そういうのが少なくなっていくというのはちょっと悲しいのですけれども、その代わりにそういう森林のところに太陽光パネルですとか風力発電の羽根ですとかができたならば、火力発電で出るCO₂よりも、再生可能エネルギーということで非常にいいことかなと思うのです。ですから、森林が少なくなると、その代わりに何かCO₂をあまり出さないようなものを使っただけならうれしいというコメントです。

○議長 ありがとうございます。事務局から、ただいまのコメントに何か答弁ありますか。――ほかに委員の皆さんから御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようでございますので、質疑は終了いたします。それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

議題(1)のイ、森林地域の縮小につきまして御異議のある方は挙手をお願いします。御異議、反対ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

この答申に付すべき御意見がございましたら御発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

特に付すべき御意見はないようでございます。答申の文案につきましては、会長である私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

引き続きまして、議題(2)第5次埼玉県国土利用計画の策定については報告事項となっております。事務局から御説明をお願いいたします。

○石川土地水政策課長　それでは、議題(2)第5次埼玉県国土利用計画の策定について説明させていただきます。資料は共有させていただいております。

これにつきましては、今年から来年にかけて第5次の計画を策定することについて、こちらの審議会で1年ぐらいかけて御意見を伺いながら策定を進めていきたいということに関しての最初の概要の説明をさせていただきたいという内容でございます。

まず、この計画の概要ですけれども、左上の1番、計画の概要、国土利用計画法に基づきまして、県土の総合的かつ計画的な利用を図るための計画でございます。

現在、4次という計画になっていますけれども、それを5次に改めるというか、新たに策定するという考え方ですが、第4次計画から一定期間たっておりますので、今後、10年後の土地利用の在り方を示すことが必要であるということがまず第1です。

第2番目としまして、県の総合計画である5か年計画が昨年度策定されました。様々な県の計画も総合的な計画が変わりましたので、その5か年計画に沿った見直しが必要であるということが2番目であります。

大きな考え方としては、日本一暮らしやすい埼玉を実現するために、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会を目指すといった考え方が示されております。

また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなど、県のいろいろな新たな施策も示されておりますので、そういったことを踏まえた上での見直しが必要であるということを考えております。

3番目としては、新たな社会生活の変革に即して内容の刷新を図りたいということでございます。

具体的には、10年以上前につくられた計画ですので、それ以降、いろいろ社会情勢が変わりました。人口減少社会に転換して、埼玉県は全国一速いスピードで後期高齢者が増加している。

それから、現在の第4次計画は当然、東日本大震災が起こる前の計画でございましたので、そういった内容もありませんし、近年多発する、例えば令和元年の東日本台風など、そういった自然災害が猛威となっているといったことも盛り込まれておりませんので、そういったことを踏まえていきたい。

それから、この約2年間のコロナの感染拡大に伴いまして、デジタル技術の飛躍的な拡大といった要素を踏まえた上での内容の刷新を図っていきたいということでございます。

計画のイメージでございます。これは現行の第4次計画の構成であります。

大きく3つありまして、①県土の利用に関する基本構想を定めるということで、限られた県土を有効に利用するという基本的な考え方を整理しているものでございます。

②県土の利用目的に応じた区分ごとの目標及びその地域別の概要ということで、これは第4次計画ですので、平成20年から平成32年、約10年後の土地利用の状況を区分ごとに目標値として、数字として定めているものでございます。

③として、目標を達成するために必要な措置の概要ということで、庁内各課に関する土地の利用の施策を取りまとめた3つの内容になっております。

これまでの策定の状況ですけれども、第1次計画は昭和53年3月から始まりまして、直近の第4次計画が平成22年12月に策定されたものでございます。1次、2次、3次、4次、5次とおおむね10年なのでございますけれども、例えば県の長期ビジョンといった他計画によって計画期間が10年前後で多少変動しております。今回、次に策定しようと思っております第5次計画につきましては、今年から検討を始めまして、来年の令和5年度に策定したいと考えております。

策定の大まかなスケジュールですけれども、令和4年度中にこちらの審議会をあと2回、できれば開催させていただきまして、まず次回には骨子案を示させていただきたい。令和4年度にもう一回、計画案の基本的なある程度の最終形を示させていただきたいと思っております。

令和5年度に入りましたら県民コメントをいただきまして、それを踏まえて審議会にもう一度、最終案として計画案を諮らせていただきまして、この計画は県議会の議決計画になっておりますので、令和5年度に県議会に上程して議決を諮りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありました第5次埼玉県国土利用計画の策定についてですが、報告事項ということで、県がこの計画について、当審議会から意見を聴取しながら進めていくとの説明でした。事務局からの説明内容に対して、御意見、御質問があればお願いたします。村岡委員、どうぞ。

○村岡委員　たびたびすみません。ちょっと確認させてもらいたいののですが、今、御説明いただいた30ページの計画のイメージの県土の利用目的に応じた区分ごとの目標、地域

別の概要というところで、森林なのですけれども、平成20年、平成32年、いずれも1,217㎏と同じということは、第5次では森林は減少させないという目標の立て方と考えていいのかどうかお聞かせいただきたいと思うのです。

といいますのは、第4次の国土利用計画を見ますと、平成5年から平成20年の間で、農地と森林のトータルで168㎏も減っているのです。だから5次では減らさないという考え方なのかなと思っているのですが、その点を確認させてください。

○議長 森づくり課でしょうか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課から説明させていただきます。

今、示させていただいておりますのは第4次計画で、平成20年の基本的な数字は1,217で、約10年後の目標値として1,217ということで、当時はほぼ同様の面積で目標値として、数字として持っていたという考えになります。

第5次計画につきましては、今回、例えば森林地域の縮小などを諮らせていただいたような状況を踏まえまして、今後の予想値をこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 村岡委員。

○村岡委員 これから検討するというお話なのですけれども、さっき私も紹介したように、第4次の国土利用計画では、平成20年のときで1,217なのですが、平成5年のときから比べても実際は随分減っているわけです。今のお話だとこれから立てるということなので、ぜひ国土利用計画の考え方として、第4次計画の中では、基本方針で農用地や森林について、住宅地や工業用地などへの転換については、元の土地利用に復元することが困難だと。自然の循環系に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下で計画的に行うと考え方が明記されているので、この考え方を踏襲し、現実的にはさっきの議題の審議と同じように、なかなか現状は厳しいのですけれども、今後こういう考え方の下に目標を立てていくと受け止めてよろしいのでしょうか。

○石川土地水政策課長 質問ありがとうございました。県土の利用を図るという意味で、保全と開発というバランスを取ることは大変必要だと思っております。当然、保全すべきものは保全する、開発については今後、産業団地の造成とか人口の状況とか、そういったことを踏まえた上での数値の目標を持ってまいりたいと思っております。

以上です。

○村岡委員 ありがとうございました。

○議長　ほかに御意見、御質問ございましたら挙手をお願いいたします。諸井委員、御発言をお願いいたします。

○諸井委員　村岡さんと同じようなことになるのですけれども、ちょっと確認させていただきたいのです。

この5次利用計画の策定についてなのですけれども、策定の趣旨という中で、10年後の土地利用の在り方を示すということと、新たな社会生活への変革に即して内容の刷新が必要だということを言っています。人口減少社会への転換ということも、ここでうたっているわけなのですけれども、それに関連しますと、農用地とか森林とか、これからまた開発とかなんとかいろいろ出てくることはあるかと思うのですが、こういう状況の中で、県として県土をどのように考えるのか。要するに、森林は今ここに出ている数字がありますが、ここから減っていくという中で、どのくらいまで減ってもいいと考えているのか。個々の財産権とかそういうことを全部優先していくのだったら、最悪ゼロになってもいいということなのか、この辺、県は大枠を示したことがないかと思えますけれども、考え方としてはどのように考えているのでしょうか。人口が減っていても個人の要望があれば、どんどん開発はするという考え方なのでしょうか。そこだけ確認したいのです。

○石川土地水政策課長　土地水政策課です。

森林に限らず、基本的な面積の目標値の定め方については、これまでのトレンドと今後予想されることを加味した形で進めることになっていくと思います。最終的に、最低限必要なものは当然ありますので、そういったことまで踏まえて、全てをなくすとは私どもも当然思っておりません。森林面積は、こういったものの面積で一定のものが必要だということは当然だと思っております。

以上です。

○諸井委員　その一定というのは、どのくらいなのか。

○石川土地水政策課長　土地水政策課です。

ちょっとここで今どれくらいというのは、正直言って、森林に限らず、なかなか示すことができないと考えております。

○諸井委員　では、この5次計画ということに絡めて、ここで策定していくということで考えてよろしいのですか。

○石川土地水政策課長　はい。5次計画でこれまでのトレンドと今後予想される見込みと、ある程度、あるべき姿を目標値として示していきたいと考えております。

以上です。

○諸井委員 分かりました。

以上です。

○議長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中（規）委員 先ほど来の案件にも若干関係するのですけれども、第4次のときにも、例えば耕作放棄地を農地として復活させるとか、そういうところも森林地域として活用を図るみたいなことは一応書かれてはいます。ですが、個別の案件が出てくると減るほうの話ばかりです。耕作放棄地をもう一回農地に戻したり森林に戻したり、要は目標を達成するために減ってしまったものを増やす取組もやっているというのが本来セットで出ないと、目標を定めても、ただ目標は減るだけで目標値の意味がないのです。

民間の活動として農地なり森林地が減ったのであれば、県はその目標を達成するためにこういうことを仕掛けていくみたいなのが本来あるべきなのではないでしょうか。さっきの質問にちょっと関連しているかもしれないのですけれども、第4次のときは、そういう耕作放棄地を農地なり森林地として活用していくみたいなことが一応書かれてるのだと思うのです。それを今後、もう少し具体的な目標に変えていくことはできないのでしょうか。そうでないと、いつも縮小する話ばかり出てきて、皆さん、個別の民間の権利だからそれは認めざるを得ないよねという形で、うん、うんとなってしまうのですけれども、その辺りがもう少しどうにからないかなという印象を持つのです。

○西村農業政策課長 農林部の農業政策課でございます。農地の話が出ましたので、少しお話しさせていただきたいと思います。

耕作放棄地を利用される農地に戻すという政策努力は現在も農業政策の中で行っておりまして、国土利用計画の法制度の枠組みで論じると、農用地のボリュームの中で使われていない農地が使われる農地になるという事象でございます。ただ、ご指摘のせい政策努力があるからこそ、農用地のボリュームが守られる効果もあると思いますので、委員のご指摘はとても関連する内容と思受け止めています。つきましては、第5次計画の中で、ご指摘いただいた政策努力をいかにして計画に反映させるかについては、今後の審議会の場でご報告させていただき、御議論いただきたいと思います。御指摘いただき、ありがとうございます。

○田中（規）委員 ぜひ見える化してもらおうと、減っていくだけではなくて、努力によってそういう場所もキープしているのだというのが見えるといいですよ。よろしくお願

いします。

○永留森づくり課長　森林の立場から少しお答えさせていただきます。森づくり課長です。

これまでの取組なのですが、秩父とかそっちのほうではなくて、森林の少ない地域、県東部地域とかそちらのほうで、県民参加で本当に小さな面積ですけれども、森をつくるという活動はしてきました。県内11か所で11ヘクタールぐらいはつくってきました。ただ、地域の皆さんのボランティアによって整備等をお願いしているところもあって、なかなか大きな面積には発展しないというところがあります。ただ、こういった地道な取組によって、減った分を少しでも取り戻せたらよいと考えていますので、地域の皆さんの同意が得られれば、今後も我々の仕事として続けていきたいと思っています。

それから、令和元年度から森林環境譲与税という制度が始まっています、市町村に森林整備等をする財源として配られているものなのですが、この財源を活用して、市町村さんが今言ったまちの中とか、森林が少ない地域に森をつくるという活動も使い方としては可能であります。そういったことなので、こちらとしても市町村さんにもそういったことができないかどうかというようなことを働きかけをしていって、減ってしまった分の森林をなるべく回復させるような取組は、地道なことですが、今後もやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長　ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。――また森林の話ですが、実は森林と農地の境目が耕作放棄地などの問題で少しずつ退いていると申しますか、里のほうに下りてきております。つまり、かつて耕作地だったところが耕作されませんと、森林のへりからどんどん自然林が生えてきてしまうというのが実際起こっているのです。ただ、例えば、かつて一定の補助金をつけて農地開発をしたところを簡単に地目変更して、現況は森林だから森林にはできないのだという行政の縦割りのいろいろな部分があって、現況は森林だけれども、地目は農地だという話は、へりの部分でよく聞きます。

それから、技術的な視点で申しますと、一度耕したいわゆる攪乱土壌に森林はなかなか成立しないのです。むしろ肥沃で成長が非常にいいものですから、短い期間で樹高が伸びて、強い風で非常に倒れやすい森林になってしまいます。森林は基本的に礫などが混じったいいじらない土に苗を植えたり、自然に生えてきますと丈夫な森林になるのですけれども、耕作地に植えますと、水分が多いこともあるのですが、非常に倒れやすい森林になるので、

長伐期の長い高齢な森林を仕立てるには向いていない土地だと考えられています。だから、技術的にはむしろそこをバイオマス造林とかいろいろ土地利用は考えるのですけれども、森林と農地の間の境目の土地利用もなかなか単純にはいかないと最近考えております。これはちょっとした話題提供でございますけれども、現況と地目、土地利用がどうなっているかという区分、別々に考えないといけない地域が出始めているということではないかと思えます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。これは報告事項ですので、引き続き計画の進捗に合わせながら皆さんに御意見をいただく機会があるかと存じます。ほかにこの場で御発言ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、この議題についてはこれで終わりにいたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○司会 事務局でございます。次回の第73回の審議会を11月で予定させていただいております。今回と同様にウェブ会議で開催させていただければと存じております。日程など詳細につきましては、後日、事務局からまた御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。本日の審議会、円滑な、あるいは活発な御審議、御協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお戻しいたします。

○司会 白石会長、ありがとうございました。

熱心な御審議をいただき、委員の皆様におかれましては誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第72回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

——了——